

平成27年1月28日

(福島復興局経由)

復興大臣

竹下

亘

様

要 請 書

【福島第一原子力発電所事故
に伴う営業損害賠償について】

福島県町村会

会長 大塚 節 雄

福島第一原子力発電所事故に伴う 営業損害賠償について

東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく5年目に入りますが、現在も12万人を超える県民が避難生活を強いられており、加えて本県復興の前提となる福島第一原子力発電所の廃炉作業も汚染水問題や困難が予想される1号機～3号機からの核燃料取り出しといった多くの難問を抱えているなど、決して予断を許す状況にはなく、本県が真の復興を果たすには、永く険しい道程が続くものと思われる。

このように本県の復興は道半ばにも至っていない状況にあるにもかかわらず、経済産業省資源エネルギー庁及び東京電力（株）が原発事故に伴う商工業者の営業損害に対する賠償を事故から5年目となる平成28年2月分までをもって打ち切る素案を示したが、今回の素案はこれまで我々が強く求めてきた「被害者一人ひとりの実情に応じた賠償の実施」と相反するものであり、極めて遺憾である。

特に、避難指示区域内については、営業再開か転業・廃業に絞って賠償することを検討されていることは、避難指示の解除も不

透明な地域の商工業者に対し性急な判断を迫るものであると言わざるを得ない。

本県が真の復興を果たすためには、産業の復興による安定的な雇用の創出は不可欠である。

しかしながら、今回の素案は、風評を含めた本県への逆風が未だに続く中、再建に向け懸命な努力を続けている県内商工業者に与える影響は計り知れず、また、本県の復興・再生にも大きな影響を及ぼすことを大変危惧する。

については、商工業者が受けている被害の実情に応じた賠償を行わせるよう強く要請する。

平成27年1月28日

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣 瀬 直 己 様

要 請 書

【福島第一原子力発電所事故
に伴う営業損害賠償について】

福 島 県 町 村 会

会 長 大 塚 節 雄

福島第一原子力発電所事故に伴う 営業損害賠償について

未曾有の東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく5年目に入るが、本県の復興・再生に向けた動きは、緒に就いたばかりであり、本県が真の復興を果たすには、永く険しい道程が続くものと思われる。

特に、本県復興の前提となる福島第一原子力発電所の廃炉は、汚染水問題や困難が予想される1号機～3号機からの核燃料取り出しといった解決すべき課題を抱え、また、先日の廃炉作業中の痛ましい死亡事故の発生など、廃炉作業の難しい現実を改めて実感させられたところである。

また、本県が復興を果たすうえで不可欠な産業の復興も、多くの商工観光業者が懸命に再建に向けた努力を行っているが、未だ根強い風評もあり、事故以前の水準に達するにはさらなる時間を要するものと思われる。

そのような中、貴社と経済産業省資源エネルギー庁が、平成28年2月分までをもって商工観光業者の営業損害に対する賠償を一律に打ち切る素案を示したことは、これまで我々が強く求めて

きた「被害者一人ひとりの実情に応じた賠償の実施」と相反するものであり、極めて遺憾である。

さらに、避難指示区域内の商工業者に対し、営業再開か転業・廃業に絞って賠償することを検討していることは、避難指示の解除も不透明な地域の商工業者に対し性急な判断を迫るものであると言わざるを得ない。

本県が真の復興を果たすためには、産業の復興による安定的な雇用の創出は不可欠である。

しかしながら、今回の素案どおり賠償が打ち切られることとなれば、再建に向け懸命に努力している商工観光業者に与える影響は極めて甚大であり、ひいては本県の産業復興にも大きな影響を及ぼすものである。

については、商工観光業者の営業損害に対する賠償にあたっては、一方的かつ一律に打ち切るのではなく、商工観光業者が受けている被害の実情に応じた賠償を行うよう強く要請する。